

「千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領」の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

千葉市では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用にあたっては、子ども・子育て支援法及び「千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領」に基づき、利用調整を実施しています。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う各施設の受け入れ可能人数を上回る希望申請があった場合は、「千葉市保育所等利用調整事務等取扱要領」の別紙「施設（事業）利用選考基準（以下、「選考基準」という）」に基づき、保育の必要性を点数化し、点数の高い方から、入所の決定をします。

この度、令和7年4月の一斉入所以降における選考基準について、以下のとおり見直しを行いました。

2 改正の概要

（1）調整指数2 No.III「きょうだい同時申込み」

きょうだい同時申込みをしている場合に3点を加点していましたが、きょうだいと同園に入所することによる保護者の負担軽減を図るため、6点を加点することにしました。

（2）調整指数2 No.VI「利用希望の施設(事業)をきょうだいが利用している場合」

利用希望施設(事業)をきょうだいが利用している場合に3点を加点していましたが、(1)と同様の理由により、6点を加点することにしました。

（3）調整指数2 No.VII「きょうだいを転園させる場合に、転園希望がきょうだい同一の施設(事業)になるとき」

きょうだいを転園させる場合に、転園希望がきょうだい同一の施設(事業)になるときに1点を加点していましたが、(1)と同様の理由により、2点を加点することにしました。

（4）優先項目 No.2「里親及びファミリーホームとして委託を受けて申請児童を養育している場合」

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正により「優先利用に関する基本的考え方」において「※社会的養護が必要な場合として里親委託が行われている場合を含む。」との内容が追加されたため、新たに優先することにしました。

（5）同点項目について

選考基準に基づき、保育の必要性を点数化し、点数の高い方から入所の決定を行いますが、点数が同点となった際は、ひとり親の世帯や子どもの人数の多い世帯などを優先して入所決定しています。同点の方同士を比較した際に、より保育の必要性が高い世帯を優先して入所決定するため、以下のとおり見直しを行いました。

No.6「親の就労時間が長い世帯」

同点の方同士で各世帯の月の就労時間が短い者同士を比較し、長い世帯を優先して入所決定する項目を追加しました。

3 適用時期

令和7年4月分の利用申請から適用します。

4 その他

選考基準の具体的な改正内容につきましては、「施設（事業）利用選考基準（令和6年10月15日付改正）」をご参照ください。